

「法人就業者等」資格取得のご案内

「下記の通り、講習会を開催しますのでご案内申し上げます。」

1. フルハーネス型墜落防止用具

労働安全衛生法第59条第3項による、高さが2m以上の箇所であって、作業床を設けることが困難な所において、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業に特別教育が必要です。高さが6.75m以上であれば、フルハーネス型の使用義務が発生します。

開催日 令和3年8月28日(土)
講習時間 第1日目学科 開始9:00~終了16:10(学科・実技)
講習料金 12,500円(テキスト代を含む)(6時間)
講習場所 山口統括本部 3階ホール(実技は敷地内)
申込期限 令和3年8月20日(金)



2. 不整地運搬車(最大積載量1t未満)

労働安全衛生法第59条第3項による不整地運搬車(最大積載量1トン未満)の運転には、不整地運搬車の運転特別教育が必要です。(なお、ハンドガイド式や、林内作業車及び農用運搬機については、適用されない。)

※農用運搬機とは、たとえば、圃場内で野菜等の専用運搬機であること。(土や資材運搬は必要)

※林内作業車とは、林業現場における集材を目的として製造された自走用機械をいう。

開催日 令和3年9月11日(土)・9月12日(日)
講習時間 第1日目学科 開始9:00~終了16:10(筆記用具など)
第2日目実技 開始9:00~終了16:10(業服等を着用)
講習料金 14,500円(テキスト代を含む)
講習場所 第1日目学科 山口統括本部 3階ホール
第2日目実技 山口統括本部敷地内
申込期限 令和3年9月3日(金)



3. 自由研削といしの取替え等の業務

労働安全衛生法第59条第3項による、自由研削用といし(グラインダ)の取替え又は取替時の試運転の業務に従事する者は特別教育が必要です。

開催日 令和3年10月2日(土)
講習時間 第1日目学科 開始9:00~終了16:10(学科・実技)
講習料金 10,000円(テキスト代含む)(6時間)
講習場所 山口統括本部 3階ホール
申込期限 令和3年9月24日(金)



申込方法

受講を希望される方は、山口統括本部組合員課にお尋ね下さい。受講申込みはJA山口県HP内に備え付けてあります。受講料金は講習会初日にご持参下さい。

本人を確認できる公的書類(運転免許証裏表等)コピー添付頂き、原本に写真を貼り付けてご持参ください。※写真は、修了証作成に使用します。

講習会開始15分前に集合下さい。

主催:JA山口青壮年部・JA山口県山口統括本部

山口県山口市維新公園3丁目11番1号

■ TEL 083(922)5647 FAX 083(923)6611